

新年明けましておめでとうございます 今年も宜しくお願い申し上げます



昨年は、2007年の漢字「偽」が象徴するように、食品、スポーツ界、政界、年金と、偽装と嘘にまつわる事件が相次ぎ発覚し、企業、政界はもとより、社会、人のあり方が改めて問われた年であったように思います。

格差社会が問題となり、都市と地方の格差、夕張市に象徴される地方自治体の財政問題がクローズアップされました。私達の新柳川市も厳しい財政事情解消が大きな課題であります。しかし、道を誤れば第2の夕張市になるやもしれません。これから数年間の行政努力に将来の姿がかかっているといっても過言ではありません。その真っ只中にいる私たちの、今何をするのか、何をしなくてはならないのかが問われていると思います。その一翼を担う議員の1人として、皆様から付託を受けた者として、今年もしっかりと働いてまいりたいと思います。

平成20年 元旦

柳川市議会議員
佐々木 創主

佐々木創主議会報告18号

12月5日から21日まで、17日間の日程で定例議会が開催されましたので以下主なものと、その他の動きをご報告いたします。

平成19年第5回時議会 会期：12月5日～21日

○平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）が全員賛成で可決しました

歳入歳出とも5億263千円が追加され、予算総額が282億6,596万7千円となりました。

主なもの

- △ 財政調整基金、減債基金への積み立て1億9397万1千円。
- △ 人事院勧告による給与改定、休職者、育児休業の減額分などで3,871万1千円の減額。
- △ 防犯灯設置補助金100万円。（2万円×50灯分）
- △ イチゴのハウス栽培の温室、育苗施設などの補助金3191万円。
- △ 畜産農家2軒に対する堆肥切替機2台分の補助金273万円。
- △ 今年度から始まった集落営農地区に対する水路維持費の補助金の市負担追加分1292万1千円。
- △ 沖端商店街が実施する「水上ランタン」の補助金の市負担分100万円（総額300万円）。
- △ 同和地区の子供達の進学費、就学費、修学旅行費の補助金追加分325万円。
- △ 緒方財団からの寄付金60万円で、中学校の理科・数学の備品購入。
- △ 地区公民館の建設補助金461万9千円。（鷹尾公民館新築、下田町公民館改築）
*新築は120㎡以上で限度額330万円。改築は1㎡あたり1万5千円。
- △ 財政融資資金と公営企業金融公庫の償還金2億1580万8千円。国が、地方公共団体の負担軽減のため金利5%以上の地方債の利子相当額を免除する措置による一括償還によるもの。

○平成19年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が全員賛成で可決しました

歳入歳出とも328万円減額で、予算総額が100億526万円となりました。

これは、職員が1名増えたことによる人件費の増加、国民健康保険基盤安定化事業費（低所得者に対する保険料の公費負担）の確定によるものです。

○平成 19 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）が全員賛成で可決しました

一般会計補正予算にもあったように、高金利（5%以上）の地方債の利子分免除措置により 6 億 3305 万 3 千円の繰り上げ償還をするもの。

○柳川市の職員給与が改定されました

平成 19 年 8 月の人事院勧告により、33 歳以下の職員の給与が月額平均 1,500 円、扶養手当が月額 500 円、勤勉手当が 0.05 月分引き上げとなりました。

○国民健康保険の保険料徴収方法が変わります

これまで保険料は納付方式となっていました。国の制度改正により、世帯内の被保険者すべてが 65 歳から 75 歳未満で、年間の年金額が 18 万円以上の場合は、保険料が年金から天引きされることになりました。

ただし、介護保険料と国保保険料の合計額が、年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、適用されません。

○筑後川下流の左岸土地改良事業の管理運営が国から移管されます

同事業は、久留米市、筑後市、大川市、大木町、柳川市を対象として、農業灌漑用水の安定的な供給確保と洪水調整などを目的として、面積 5,491ha、338 億円の事業費で昭和 51 年に着工され、昨年完成しました。

今回、国から委託を受けて、その幹線水路、樋門、排水機場の管理運営を年間 8 千万円の事業費で 4 市 1 町で柳川市を代表として行うものです。

○柳川市政治倫理条例が制定されました

合併前の旧 1 市 2 町には、それぞれ政治倫理条例がありましたが、合併後、政治倫理条例が未整備であったため、旧 1 市 2 町と他の先進事例をもとに、新たに政治倫理条例が整備されました。

この条例制定については、私を含め 8 人の議員で構成される「政治倫理条例の制定等に関する特別委員会」で原案をまとめ、今回の議会で全員賛成で可決しました。

骨子

- 1、対象：市長等（市長、副市長、収入役、教育長）および議員
- 2、責務：市長等および議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民全体の利益を擁護し、特定の個人団体の為に公共の利益を損なわず、金品の授受等の行為をしてはならない。
- 3、市民の責務：工事などの指名・選定の依頼、職員採用の依頼などを行ってはならない。
- 4、政治倫理基準：以下の行為を禁止し、これに反する疑いを持たれた場合の疑惑解明と責任。
 - 1) 不正の疑義を持たれるような行為
 - 2) 地位を利用した金品の授受
 - 3) 公共工事への特定業者の推薦・紹介
 - 4) 職員採用の推薦・紹介
 - 5) 職員の昇任・移動の推薦・紹介
 - 6) 道義的に疑われるような企業からの寄付、
- 5、市の工事などに関する遵守事項
市長等および議員・配偶者・2 親等以内の親族・同居の親族が代表、取締役などになっている業者は、工事請負契約、一般物品納入契約を辞退しなくてはならない。

その他、資産報告書の提出、第 3 者機関である政治倫理審査会を設置しての審査、市民の調査請求権、刑法事犯で起訴された場合などの規定を定めています。

○人権擁護委員に、本城町の北原小夜子さん（61 歳）が選任されました。

△来年の3月議会から、旧柳川の校区公民館で議会のインターネット中継が始まります。

現在、議会中継は、市庁舎を始め、大和・三橋公民館、図書館で行われておりますが、このたびインターネット中継が始まり、インターネットでどこの家庭でも見られるようになりました。

この機会に、旧柳川の7つの校区公民館でも、来年の3月議会からインターネット中継が見られるようになります。

△入札制度が変わります

入札制度には、主に指名競争入札、一般競争入札があります。

指名競争入札は、入札に参加する業者が、事前に話し合いをして落札額と落札業者を決め、順番に落札していくという談合が行われるため、本来の競争原理が失われ、落札額も高止まりとなるため自治体財政に悪影響を与え、汚職の要因と指摘されてきました。反面、競争原理だけだと規模の大きい強い業者だけが工事を独占してしまい、談合があるからこそ強いものも弱いものも均等に工事を受注できるといった声が、関係者から聞かれていました。しかし、この制度は談合に始まり、官と民の癒着、政治家の介入と裏金、この3者による癒着の構図をもとに汚職事件が跡を絶ちませんでした。

それに対し、一般競争入札は、どの業者が入札に参加するのか分かりにくいため談合が防止できると言われており、全国的にこの一般競争入札へと移行が進められています。

そういったことから、このたび柳川市でも大幅に一般競争入札が取り入れられることになりました。

これまでは、参加資格者は市内に本店を有する者で、参加数が5社以上という要件で、建設工事3000万円以上は公募型指名競争入札、それ未満は指名競争入札となっていました。

今回の改正で、参加資格者は市内に本店を有する者を優先し、参加数10社以上という要件で、1,000万円以上が一般競争入札となり、それ未満が指名競争入札となりました。

これまで、柳川市での工事落札額は、予定価格に対しほとんどが97・98%と高い水準にありました。一般的に95%以上は、談合を疑うべきと言われていています。今回の、一般競争入札制度の導入で、どう推移していくのか注目していかなくてはなりません。

また、1,000万円未満は、これまで同様指名競争入札で行われます。この是非も議論されるべきだと思いますし、随意契約に関しても監視が不可欠です。

△差し押さえ物件のインターネット競売が実施されることになりました

これまで市民税の滞納者に対し、訪問などして納税の督促と徴収が行われてきましたが、悪質な滞納者の納税に対しては、差し押さえが実施されてきました。昨今の自治体財政の悪化による税収の確保、納税者の公平性の確保といった観点から、全国的に差し押さえへとシフトされ、インターネットによる競売が実施されています。

福岡県でも、県、福岡市、北九州市、太宰府市などが実施しており、柳川市でも差し押さえ物件の高い換金率と迅速性の観点からヤフーのインターネット公売に参加することになりました。

△後期高齢者医療制度の保険料が決まりました。

今年3月の議会報告15号でお知らせしました、この後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々を対象として国民健康保険から切り離し、新たに始められる医療保険制度です。

この制度は、都道府県単位に保険組織が作られることから、都道府県によって保険料に違いが出ることとなります。このたび福岡県の広域連合でその保険料が平均で1人当たり月額約8,100円となることが決められたようです。15号でお知らせしましたが、福岡県は全国的に見ても医療費支出が多く、全国平均で一人当たり月額約6,300円に比べかなりの割高となると危惧されていましたが、予想通りの結果となりました。

この制度同様、介護保険については柳川市は、県の広域連合に加盟をしていますが、この介護保険広域連合も加盟市町村に介護費支出にバラつきがあるため、3段階の保険料設定になっており、柳川市は最低ランクの保険料となっております。

したがって、この後期高齢者医療制度についても、運営が始まると県内で医療費支出にかなりのバラつきが出てくることが予想されます。その時には、私達柳川市の皆さんの保険料で他の地域を支えなければならないということが無いように、当然医療費支出に見合った段階的な保険料設定を求めるように広域連合の柳川市選出議員となっている市長に求めました。

○ピアスアライズ社跡地の土壌について

今年の12月で大和町から撤退する同社の土壌について、1議員から同社が化粧品製造の廃液を同社内にあるクリーク跡に廃棄したとの指摘があり、執行部と議員および専門家である福岡大学松藤教授立会いのもと、11月1日5箇所を掘削し、土壌採取が行われました。

今回、松藤教授から土壌分析の結果が報告されました。その内容は、ヒ素、フッ素などが基準値以上の数値で検出されたものの、柳川市の他の地域と同様、自然由来によるものであるということです。また、調査土壌には毒性は無いものの香料の匂いが強く自然のものとは異なる色の土壌があったため、産業廃棄物である可能性が高いとのことで、その土壌分解を早めるため、何らかの対応をする必要があるとの指摘もありました。

したがって、毒性はないものの、その産業廃棄物らしい土壌が含まれている土地の価値は通常に比べ低くなり、活用条件も限定されてくる可能性もあります。更に詳細な調査を含め、その産業廃棄物らしきものの廃棄の責任の所在と除去について、ピアスに求める必要が出てきたと思います。

何故に、旧大和町にあるこのピアスの問題は、アスベストを含め尾を引いて問題が複雑になってくるのでしょうか。

* 今回の議会開催中に、ピアスのアスベストの問題について、柳川市とピアス社で取り交している瑕疵担保責任の協定が今年の12月で終了することから、柳川市がピアス社に1年の延長を求めているところ、ピアス社から拒否の回答が来たという報告がありました。これまで市長は、すべてのアスベストをピアス社側の責任で撤去させると主張してきましたが、ピアス社にはその意思が無いということになりました。

これに対し、執行部は、年内にピアス社に損害賠償請求をするということです。2億、3億円もかかると言われる除去費の責任の所在、この問題について、今後話し合いになるのか、それとも司法の場に持ち込まれるのか、いずれにしても上記の土壌問題も含め、旧大和町時代の問題が、執行部と市議会内部の紛糾の原因、柳川市にとっての大きな足かせとなってしまいそうで悩ましい限りです。また、議会最終日、この件に関し市長の責任で解決すべきとの決議がなされました。

○全日本同和会大和支部補助金問題

9月議会で問題提起され、特別委員会が設置されたこの問題ですが、特別委員会での調査内容が報告され、賛成多数で可決しました。

この問題は、昭和52年当時、同和団体への対応に苦慮していた中、同じ状況にある近隣自治体が話し合い、表に出ない形での補助金支出が始まり、旧大和町での昭和53年から平成15年まで「職員退職手当組合負担金」の名目で支出されていたことが、1議員の一般質問で問題提起されました。しかし、その名目での支出を市長が知らなかった答弁したことから紛糾したため、市幹部と議員数名で市長を説得したものの、市長が旧大和町での議会との軋轢の前例から発言の修正に応じなかったため、特別委員会設置となってしまいました。

その委員会での審査結果は、同補助金が職員退職手当組合負担金名目で25年間も支出されていたこと、市長も職員も予算調整の段階で無審査で予算化していたこと、議会に説明していないこと、石田町長誕生の翌年の平成7年と8年が450万円から480万円に増額されていたことなどから、当時の石田町長の予算調整の責任と行政責任を果たしていないということで、その責任と身の処し方を石田市長自身の判断にゆだねるという結果が本会議で報告され、賛成多数で可決しました。

おかしなこと

この特別委員会には、市長派議員が2名参加しており、その2名の議員の意見も取り入れた調査結果報告書が作成され、その2名の議員も了承していたようですが、本会議での採決では反対するというおかしなことが起こりました。

もういいかげんに

新柳川市誕生後、収入役人事、市長の任期12年とする条例から始まり、市民温水プール、ピアス問題、合併浄化槽問題、そしてこの問題と、市長および市長派議員と反市長派議員の対立が続いてきました。私は、提起されるこういった問題に対し、どちらにも偏ることなく自分の信念を持って是々非々

で対応してまいりました。

しかし、こうも旧大和町時代の問題が次々と提起されてくるこの事態はどう説明すればいいのでしょうか。もういいかげんにしてくれと言いたくなります。旧大和町時代の混乱は良く耳にしておりましたが、その混乱と対立がそのまま新柳川市に持ち込まれてしまった状況です。その旧大和町と現在を比べると、関係する顔ぶれはかなり変わっているはずですが、何故同じようなことになるのでしょうか。そうすると、当時と同じ顔ぶれが誰なのかに原因を求めざるを得なくなってきました。

後ろ向きの議論をしている場合ではない、新柳川市の将来の議論をするようにならなければと皆が口をそろえて言います。それぞれが相手を理解し、尊重し、相手側に足を一步踏み出せばずっと展開は変わり、建設的な議論が出来るはずですが。しかし、旧大和町と同じ顔ぶれの人の姿勢が変わらない限り、この状況は変わらないのかもしれない。

△柳川の水不足

今年の例年になく猛暑と雨不足により、11月から市街地の掘割の川底が顔を見せるようになっていきました。その後も少雨傾向が続き、柳川に流入する川の水の絶対量がないことから、まさに天を仰いで雨を待つしかない状況です。昔であれば、農閑期であるこれからの季節は、ほとんど農業用水は必要なかったのですが、現在では、ハウス栽培などの園芸作物の繁忙期であり、市街地下流域でもかなりの水を必要としますし、これから春まで海苔の最盛期であるため、塩分を含んだ海苔の加工排水によって農業に影響の出ないよう上流からの水の流入が欠かせない状況にもあります。

とはいえ、市街地の掘割の水は、柳川にとって重要な防火用水であり、生活及び環境に欠かせないもので、大規模な火事が発生した場合が憂慮されています。議会でも、このことが再三取り上げられ、多くの議員から、水の確保と防災対策などが求められました。現状としては、日向神ダムと農業用水としての筑後川導水の柳川市の権利分しか、頼るところが無い状況ですが、今後の展開次第では、他の自治体などが持つ水利権の譲渡の働きかけなどについて検討していくとのことでした。

議会としても、農漁業は勿論ではあるものの、市街地の防災・防火に欠かせない水の確保と下流域との調整に全力を上げて取り組むよう要請しました。

△農業地域の新たな水路維持の制度と柳川の掘割

これまで、日本の農業は、諸外国との競争の中で、個人単位の零細な農業形態の問題点が指摘されてきました。そこで、これまでの個人単位の農業から、一定の地域ごとに集落営農組織を立ち上げて経営規模を拡大し、農業経営の効率化をするという目的で、今年から品目横断的経営安定対策事業が導入されました。

農業用水の供給源であるクリークの管理は、昔は集落全体の人の力で泥上げをしたりして管理し、大事にしておりましたが、農業技術向上と土地改良といった基盤整備など時代の変遷とともに、農業人口の減少と高齢化もあり、なおざりがちになってきておりました。そこで、今年から、集落営農制度の導入に併せ、営農組織内のクリークの維持、管理について補助金が支給されるようになりました。

具体的内容

事業名：農地水環境保全向上対策事業

今年度実施地区：20地区

支給額（補助金）：田 4,000 円/1反 畑 2,800 円/1反

今年度支給総額：約 1 億 1 千万円（国：1/2、県：1/4、市：1/4）

対象となるもの：水路の草刈、泥上げ、浚渫、護岸の木柵補修、植栽などの環境整備など

*支給額は、営農組織の広さに応じて支給されますが、単純計算で1地区平均年間約 550 万円ということになります。

課題

- この制度によって、水路の草刈、泥上げなどをするのに参加者に賃金支払いということも可能となります。そうすると、これまでのボランティアという地域住民の責任と自主性というものが損なわれてしまい、あらゆる地域活動にわたって賃金支払いが前提となってしまう、地域の自主性

と活力が失われてしまわないか心配されます。この制度は、5年間の時限措置であり（6年目以降も続く可能性有り）、その実績と評価が問われることになっており、営農組織自身と関係者がこの制度を充分理解し、いかに水路浄化と地域活性化につなげていくのかにかかっています。

- これまで、水路浚渫などは、市が直接行ったり、地区に補助金を支給して行ってきました。この制度活用地域では、重なるものが出てきますので、その整理が必要となります。
- この制度は、市街地は対象外となります。そうすると、この制度による農業地と市街地の水路環境の整備の公平性と、市内全域の水路環境のあり方が問われることとなります。

展望

この制度は、水路環境のために1地区平均すると年間550万円の補助金という農業地域にとって大きなインパクトを持っており、水路環境に関し市の財政支出のあり方にも一石を投じることになりますし、いかに地域活性化につなげるのかが問われることにもなります。

市街地に目を向けると、現在、市街地水路の水不足が深刻であります。誰もが経験したことの無い冬季の水不足です。しかし、柳川の掘割の役目は、少ない水源のなかで上下流とも等しく水の恩恵を受け、被害に遭うときには少しずつ被りあうという先人が築いた水の管理システムの上に成り立っていました。しかし、現在の状況を見ると、雨不足だけではなく、土地改良や時代の変化とともに、昔からの樋門や堰板の管理、つまり水の管理システムがなおざりとなっていることも大きな要因であると思います。

そして、柳川の水を語る時、まず目が向くのは市街地の水路です。この制度の対象外であるその水路の水路環境、浄化を考えると、財政投入も含めこの制度との整合性を抜きには語れないということになります。そうすると、柳川の宝である水と掘割の管理、維持のあり方、そして何より、先人の築いた水の管理システムを見つめなおし、柳川の水を再生させるチャンスではないかと思えます。

そういう意味で、平成20年度に向けて、行政としての役割と責任をしっかりと認識し、リーダーシップを持って、柳川の水と水環境の再生の検討に入るよう指摘し、要請しました。

平成19年12月21日

柳川市議会議員
佐々木創主

柳川市新外町119-2
TEL:0944-74-1907
FAX:0944-75-6058
MAIL:soshu.s@nifty.com
<http://homepage3.nifty.com/soshu/>